

令和8年度 阿武隈急行線沿線地域公共交通協議会 事業計画（案）について

1 現状及び方針

阿武隈急行線沿線地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）に基づき、令和7年12月に阿武隈急行線地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）を策定している。

交通計画では、基本理念である「沿線地域の持続性向上に欠かせない基幹インフラとして、『地域と共にあり』『地域をつなぐ』公共交通ネットワークの構築」を目指し、鉄道を軸とした沿線地域の一体的な交通ネットワークの形成、鉄道沿線の交通まちづくりの推進、多様な関係者との連携による公共交通の利用促進及び安全・安心で持続可能な地域公共交通の構築に取り組むこととしている。

また、協議会分科会である阿武隈急行線在り方検討会において抜本的な経営改善策等の検討を行い、令和7年3月に「阿武隈急行線在り方検討会提言」が取りまとめられたことから、提言内容の実現に向けて設置した「阿武隈急行線沿線地域活性化検討分科会」において、阿武隈急行線を活かした地域活性化や地域の価値向上に向けた検討を継続する。

2 事業内容

（1）協議会の運営

- ① 協議会 2回程度開催
- ② 分科会 4回程度開催

（2）主な事業内容

- ① 阿武隈急行線地域公共交通計画の実施に関する協議及び連絡調整
 - 沿線市町との連絡調整
 - 阿武隈急行沿線開発推進協議会との連絡調整
 - 阿武隈急行線再生支援協議会との連携
 - その他の関係機関、関係団体との連絡調整
- ② 阿武隈急行線地域公共交通計画の進捗管理及び評価
- ③ 協議会分科会である「阿武隈急行線沿線地域活性化検討分科会」において、「阿武隈急行線在り方検討会提言」及び地域公共交通計画に位置付けられた施策の実現に向けた調査・検討を実施
- ④ その他必要な事業